

平成 20 年 11 月 20 日
公 営 企 業 課

債務調整等に関する調査研究会論点

1. 抜本的改革の必要性

地方公共団体においては、平成 21 年4月に健全化法が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをする事なく早期に取り組み、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築を図るべく、処理方策の十分な検討を行うべきである。

また、総務省においては、こうした地方公共団体が主体的かつ早期に取り組む第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革の推進を支援する必要がある。

2. 抜本的改革の推進

経営が著しく悪化した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を促す観点から、事業の整理(売却・清算)又は再生に当たっての処理方策について、地方公共団体に対し一定の考え方を示す必要がある。

- (1) 処理策検討の手順
- (2) 情報開示の徹底による責任の明確化等
- (3) 議会の関与
- (4) 債務調整を伴う処理策
- (5) 損失補償契約、債務保証契約に基づく負担等
- (6) 残資産の管理等

3. 推進のための支援策

- (1) 第三セクター等の事業の整理(売却・清算)又は再生を促すための資金手当等の措置
- (2) 関係省庁の協力

4. 第三セクター等の今後の経営の健全性を確保するための方策

- (1) 経営責任の明確化
- (2) 新たな損失補償の回避等
- (3) 個人保証
- (4) 会計基準
- (5) 監査
- (6) 情報公開等
- (7) 更なる民間活力手法の導入

5. 公営企業に係る改革

- (1) 第三セクター等に準じた改革の必要性
- (2) 検討対象
- (3) 資金手当等の措置
- (4) その他

その他